

令和7年度事業計画書

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

1 事業の実施方針

令和6年度の配合飼料価格は、輸入原料価格が高値のまま安定的に推移したことにより、第4四半期まで通常の補てんは実施されませんでした。

なお、令和6年度第1四半期に、借入金の圧縮を目的に分割交付が実施された令和5年度第2四半期分の残余（1,450円/t）が交付されました。

また、県事業として、令和6年度の対象となる飼料に対し、200円/tの補助事業が実施されましたが、令和7年度も継続実施される予定となっています。

令和7年度については、配合飼料価格の高値安定が予想され、全日基には借入金があるものの、従来の価格安定制度は維持されることから、今後とも飼料価格等の情勢を注視していく必要があります。

肉用子牛生産者補給金制度については、子牛価格の下落により、黒毛和種について21年ぶりの発動となり、令和6年度第1四半期に22,600円/頭、第2四半期に65,100円/頭並びに第3四半期に42,100円/頭の補給金が支払われました。令和7年度は新たな業務対象年間に入ります。

また、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、令和7年度より第3業務対象年間に移行するに伴い、生産者要件審査申請書を提出し審査をうけている最中です。その後、補填金交付契約の申込みや既納負担金の積み直し、無事戻しの返還等が予定されております。

また、交付金発動状況については、令和6年度、ほぼ全品種発動しており、令和7年度についても肥育経営の経営環境は厳しいことが想定されることから、発動の継続が予想されます。

一方、家畜衛生面においては、鳥インフルエンザや豚熱などの国内での発生が継続しており、海外からの観光客が増加する中、新たな悪性疾病の発生が危惧される状況にあります。

今後とも、会員はじめ関係機関と連携し、防疫対策に引き続き取り組んでいく必要があります。

このような厳しい情勢の中、当協会としては、会員傘下の畜産農家の健全な発展のため、会員各位と連携を密にして、主事業である配合飼料価格差補てん事業の円滑な推進及び各種の畜産振興対策事業を積極的に取り組んでまいります。

2 事業計画

(1) 配合飼料価格差補てん事業

当協会業務方法書等により締結した新たな配合飼料価格差補てん基本契約(令和7～10年度)に基づき飼料荷受組合を通じて、基金の契約、積立金の徴収、数量報告、補てん金の支払いなどの業務を適正かつ円滑に推進します。

令和7年度の加入畜産経営者の積立金の額は、800円/tとなります。また、令和7年度の新規加入者が納付しなければならない別途納付金は210円/tとなります。

(単位：円/t)

区 分	加入畜産 経営者	契 約 製 造 業 者			合 計
		基 本	積 増	計	
通常補てん積立金の額	800	800	800	1,600	2,400

① 令和7年度契約数量

契約数量は317戸の275,063トン（前年比3%減）となります。

② 通常補てん積立金の四半期別の積立計画

期 別	契約数量 (t)	積立金額 (円)	備 考
第1四半期	67,837	54,269,600	800円/t
第2四半期	65,899	52,719,200	800円/t
第3四半期	72,437	57,949,600	800円/t
第4四半期	68,890	55,112,000	800円/t
計	275,063	220,050,400	

(2) 畜産関係リース事業

(一財)畜産環境整備機構と当協会との業務委託契約に基づき、畜産環境整備リース事業(旧1/2補助付きリース)及び畜産高度化支援リース事業(補助付きリース)に係る借受者に対する貸付料等の徴収、機構への納付などの業務を行います。

また、畜産関係リース事業並びに畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(国庫:1/2補助金付きリース)の新規借受希望者があれば、飼料荷受組合等と連携して推進することとします。

(3) 肉用子牛生産者対策事業

① 肉用子牛生産者補給金制度

(一社)長崎県畜産物価格安定基金協会と肉用牛農家との間で締結された生産者補給金交付契約に係る事務(優良子牛生産推進緊急支援事業などを含む)について、当協会が事務委託を受け、子牛の個体登録、販売・異動・保留確認及び積立金の徴収等の業務を行い、肉用子牛生産農家の経営安定に引き続き取り組んでまいります。

また、和子牛のブロック別平均価格が、肉用子牛生産者補給金の発動基準価格を下回った場合、優良子牛生産推進緊急支援事業により、飼養管理向上に取り組む生産者に発動基準に応じた定額の奨励金が交付されます。

なお、令和7年度の保証基準価格等は次のとおりです。

		価 格 (円/頭)
黒毛和種	保証基準価格	574,000円
	合理化目標価格	446,000円
乳用種	保証基準価格	164,000円
	合理化目標価格	110,000円
交雑種	保証基準価格	274,000円
	合理化目標価格	216,000円

平均売買価格の算定根拠となる子牛の体重の範囲(省令規格)

品 種	省 令 規 格
黒毛和種	230kg ~ 350kg
乳用種	240kg ~ 360kg
交雑種	270kg ~ 370kg

令和7年度事業計画

品種区分	参加農家数	個体登録計画頭数	生産者積立金(1/4)	
			単 価	積立予定額
黒毛和種	4戸	1,300頭	400円	520,000円
乳用種	1	150頭	1,250円	255,000円
交雑種	2	2,900頭	600円	2,320,000円
計	5	4,350頭	—	3,095,000円

注 契約戸数は、1戸の生産者が複数種登録しているため合計が一致しない。

(4) 肉用牛肥育経営安定交付金制度

(一社)長崎県畜産協会が、肉用牛肥育農家との間で締結している肥育牛補填金交付契約に係る事務について、当協会が事務委託を受け、個体登録の申込み、販売・異動報告書の点検・送付及び負担金の徴収・納付などの業務を行い、肉用牛肥育農家の経営安定に取り組んでまいります。なお、この制度は、令和7年度より3年間第3業務対象年間で実施しており、今年度が第3業務対象年間の初年度となります。

① 1頭当たり負担金（令和7年度） （単位：円）

区 分	1頭当たり 負 担 金	負 担 区 分			
		農畜産業振興 機構（3/4）	生産者負担金（1/4）		
			生産者	長崎県	計
肉専用種	40,000	30,000	8,380	1,620	10,000
交 雑 種	68,000	51,000	15,960	1,040	17,000
乳 用 種	72,000	54,000	17,120	880	18,000

② 令和7年度事業計画 （ ）は内数

品種区分	経営体数		農場数	登録頭数	生産者負担金	
	肥育	一貫			積立金	積立頭数
肉専用種	14戸	10戸	29場	5,840頭	52,291,200円	6,240頭
交 雑 種	2	0	3	3,890	56,179,200	3,520
乳 用 種	0	0	0	270	4,108,800	240
畜種複合	7	8	23	(6,706)	(80,435,440)	(6,318)
計	23	18	55	10,000	112,579,200	10,000

(5) 肉豚経営安定交付金制度

事務委託を希望する生産者と当協会が委託契約書を締結し、申請書類、販売報告等の業務を代行しており、本年度も引き続き飼料荷受組合等の協力を得ながら業務を実施します。

令和7年度受託予定頭数 100,000頭

<事業の概要>

① 事業の目的

養豚経営者の経営安定を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割を肉豚経営安定交付金として交付されます。

② 事業内容

ア 生産者積立金	1,600円/頭=1,200円（国）+64円（長崎県）+336円（生産者）
イ 交 付 額	標準的販売価格が標準的生産費の差額の9割
ウ 対 象 者	養豚経営者
エ 業務対象年間	令和6～令和8年度（3年間）
オ 契約対象頭数	年度当初に設定（四半期ごとの頭数）も設定
カ 積立金の返還	業務対象年間終了時に基金残高が生じた場合、無事戻しを実施
キ 発動計算期間	前四半期に発動がなかった場合は、通算して算定

(6) 長崎和牛肥育素牛導入事業（県単：継続）

長崎和牛の生産維持・拡大を図る農業者等を支援するため、一部一貫チャレンジ事業及び肥育素牛導入事業を実施し、肥育農家等に対し、増頭数に対して、県が素牛の導入経費の一部を助成するものです。

① 一部一貫チャレンジ事業

繁殖農家が県内市場導入牛及び自家保留牛を、肥育の目的で導入あるいは保留して、増頭が図られる場合に支援されます。（新規 100,000 円/頭・2 年目以降 80,000 円/頭、限度 100 頭/経営体）

② 肥育素牛導入事業（県内市場導入型・一般導入型）

肥育農家が肥育を目的として、肥育素牛を導入して増頭が図られる場合、県内家畜市場からの導入で 80,000 円/頭、それ以外の市場からの導入で 50,000 円/頭が支援されます。（限度：合算して 100 頭/経営体）

(7) 飼料価格高騰緊急対策事業（県単：継続）

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため、飼料コスト低減に取り組む農業者の令和 7 年度の配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の一部（200 円/トン）が支援されます。

(8) その他の畜産振興事業の推進

畜産農家の経営安定のための各種補助事業等が新たに実施される場合は、窓口団体として、積極的に対処してまいります。

(9) 会議等の開催や出席

理事会・総会はもとより、事業の適確な推進を図るため、ブロック会議や各種畜産関係会議等に参加し、情報収集に努め、飼料荷受組合との密接な連携により生産者へ迅速に情報提供します。